

宇佐市 ICT 化 推進ビジョン



令和 3 年 1 月

宇佐市

目 次

1 宇佐市 I C T 化推進ビジョンについて

1.1 背景と目的	2
1.2 位置づけ	3
1.3 推進期間	3
1.4 推進体制	3

2 I C T に関する国の政策および大分県の動向について

2.1 国の情報化戦略	4
2.2 大分県の情報化動向	5

3 宇佐市における情報化の現状と I C T 化の課題

3.1 宇佐市における情報化の現状	7
3.2 宇佐市における I C T 化の課題	9

4 基本的な方針

4.1 基本理念	11
4.2 施策展開の三本柱	11

5 推進施策

5.1 I C T 利活用による地域社会の強靭化	12
5.2 I C T 利活用による地域生活の活性化	15
5.3 I C T 利活用による行政事務の高度化	18

6 資料編

1. 宇佐市ＩＣＴ化推進ビジョンについて

1. 1 背景と目的

国において人口減少や少子高齢化が社会問題化するなか、本市においても、人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、全庁をあげて人口減少の抑制や定住促進へ向けた取り組みを進めています。

また、生産年齢人口の減少等により、労働力不足の解消も大きな行政課題となっていて、今後も日本の総人口は減少を続けていくものと推計されています。

このような人口減少社会において、安定した行政運営を確保しつつ、地域サービスの質をキープするための施策として、近年、ＩＣＴを活用した業務効率の向上や官民データを活用した地域課題を解決する手法が注目を浴びています。

国の情報化戦略を振り返ると、平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とＩＴ利活用を推進してきました。その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法、デジタル手続法の成立により「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱に位置付け、令和元年6月には「ＩＴ新戦略」を策定しました。ＩＴ新戦略では、「国民が安全で安心して暮らす、豊かさを実感できるデジタル社会の実現」を基本的考え方とし、「G20を軸とした国際対応」、「社会全体のデジタル化」、「社会実装とインフラ再構築」をポイントに新たな取り組みを加速させていくこととしています。

一方、本市では、市における最上位計画である「第二次宇佐市総合計画」を平成27年に策定し、長期的な視点での総合的かつ計画的な市政運営に努めてきました。

その後、今年度に策定した「第二次宇佐市総合計画（後期基本計画）」（以下、「後期基本計画」という。）では、第4次産業革命の波をはじめとした5つの時代の潮流を意識しつつ、各種施策、事業の再構築を図るなかで、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るために、市民と行政との双方向の情報発信や地域活性化の手法としてＩＣＴの利活用を図っていく必要があることを改めて明らかにしました。

これを受け、「ＩＣＴ」をまちづくりの目標実現を支えるための重要なツールとして位置づけ、情報関連施策の効果的かつ効率的な展開を図るため、施策展開の指針となる「宇佐市ＩＣＴ化推進ビジョン」を策定しました。

1. 2 位置づけ

宇佐市ICT化推進ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）は、後期基本計画を上位計画として、市の施策目標の実現を情報化・ICT化により支援する指針とし、国の情報化戦略等との整合を図ります。

また本ビジョンは、平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本市の官民データ活用を推進するための計画としても位置付けます。

1. 3 推進期間

本ビジョンは、後期基本計画と期間を合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間を推進期間とします。

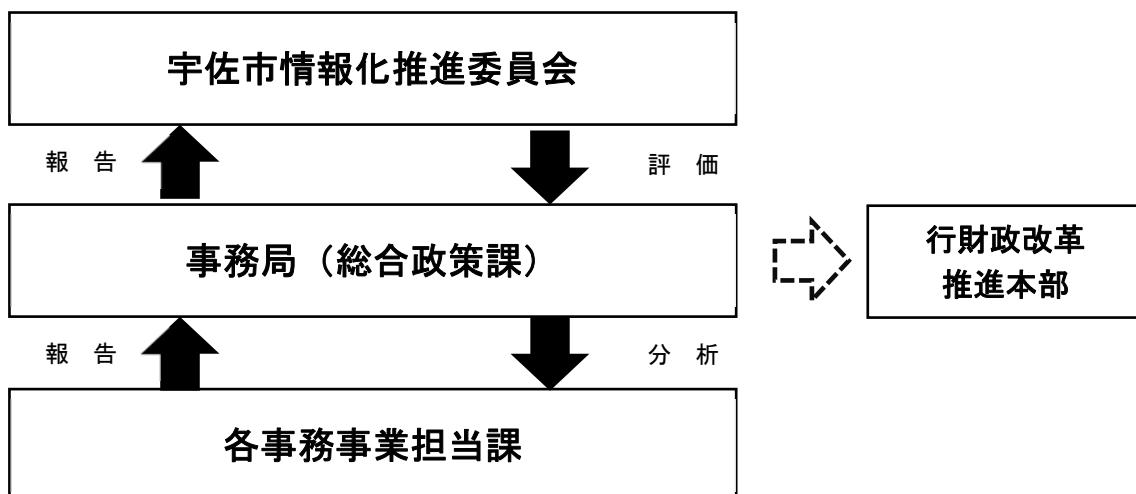
なお、社会環境や国の戦略動向等について大きな変化があった場合は、必要に応じて適宜検証・見直しを行うものとします。

1. 4 推進体制

本ビジョンの推進にあたり、全庁的な視点において効果的かつ効率的な施策展開を図るため、副市長を本部長とする宇佐市情報化推進委員会を活用し、全庁横断的な体制による審議等を行います。

なお、特定事項に関する審議等については、必要に応じて、専門分野の関係者に参考を依頼するほか、専門部会を設置し対応することとします。

また、必要に応じて行財政改革推進本部等と連携を図ることで実行性を高めます。



（図 本ビジョンの推進体制）

2. I C Tに関する国の政策および大分県の動向について

2. 1 国の情報化戦略

国の I T 戦略については、平成 13 年 1 月に I T 基本法が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「e-Japan 戦略」が決定されて以降、ほぼ毎年、改定又は同法に基づく重点計画による具体化が行われてきました。

同時期においては、インターネットの発展やハイビジョンなど高画質映像の伝送を見越した超高速の「通信インフラ整備」に重点が置かれ、世界的にもトップレベルの通信環境が整備されました。それに伴い、インターネット利用者数も年々増加していき、政策も「I C T 利活用」に重点をシフトし、産業分野をはじめ、教育、行政など様々な分野での I C T を利活用する施策が進められてきました。

平成 25 年には、政府 C I O を設置し、I o T ※や A I ※の登場もあって、増大し続けるデジタルデータをいかに有効に活用できるかが、これからの社会全体にとって非常に重要な課題であることなどから、平成 28 年に「官民データ活用推進基本法」を定めました。

この中で、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進する方針を明らかにするとともに、新たな I C T 戦略である「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を定め、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するため I T を活用した社会システムの抜本改革に取り組む方針を掲げています。

さらに令和 2 年 9 月に発足した菅内閣においては、デジタル庁の創設など規制改革と行政改革の推進を目玉政策に掲げており、今後、社会全体のデジタル化が急速に進む可能性が高いと考えられます。

そのため、国が掲げるデジタル化三原則（デジタルファースト・ワنسオンリー・コネクテッドワнстップ）への取り組みを強化していく必要があります。



(図 「I T 新戦略の概要」令和元年 6 月 内閣官房 I T 総合戦略室資料)

※IoT … Internet of Things の略。様々な物がインターネットにつながること。

※AI … Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

2. 2 大分県の情報化動向

大分県は平成18年2月に「(旧)大分県地域情報化計画」の期間終了に伴い、IT社会の急速な進展や国の政策・取組などを踏まえた新しい『大分県地域情報化計画』を策定しました。

「大分県地域情報化計画」は平成22年度末をもって計画期間を満了し、以降の取組については、『大分県長期総合計画』に基づいて進めてきました。

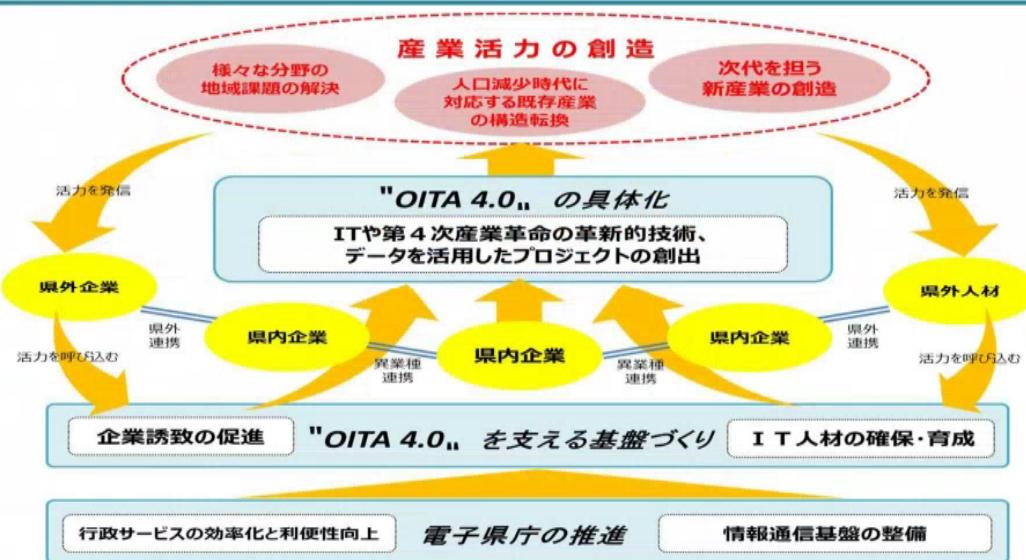
その後、IoTやAI、ロボットなどの新しい技術が普及し、「そこから生まれるビッグデータが世界を動かす時代が到来した」と言って過言でないことから、そうした時代において県が向かう、仕事や暮らしの方向性を考える「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」を平成30年度に策定し、各種施策の積極的な展開に取り組んでいます。

民間分野

- ITに加え、IoTやAI、ロボット・センサー、ドローンなど第4次産業革命の技術や、そこに介在するデータを活用し、人口減少や産業構造の転換等によって生じる様々な地域課題を解決するとともに、県内外の企業の技術を活用し、あるいは地域や業種を超えた企業の連携を促すことにより、新たなビジネスモデルの創出、さらには第4次産業革命の時代に対応する新産業の創造を目指していく。
- そうした環境を持続的なものとしていくため、県外の技術やノウハウを有する企業を積極的に呼び込み、県内外の企業、人材が活発に行き来する状況をつくり出していく。また、第4次産業革命のカギをにぎるIT人材について、質量ともに不足する現状を打破するため、产学研官が連携し人材確保・育成の取組を強化していく。

行政分野

- ITに加え、IoTやAI、ロボット・センサーなど第4次産業革命の技術や、そこに介在するデータを活用し、業務の一層の効率化と県民の利便性向上を目指していく。
- きめ細かい県民サービスや、民間企業による革新的技術を活用したサービスを実現するためのインフラ整備にも取り組む。



(図 おおいた革新的技術・データ活用推進計画の概要)

おおいた革新的技術・データ活用推進計画における個別施策（行政分野）

（1）行政手続のオンライン化推進

電子申請等受付システムについて、スマートフォンなどの携帯端末からアクセス可能な簡易申請機能の対応手続を増やすほか、電子申請が可能な手続きを拡大し、利用者の利便性を向上させる。

（2）オープンデータ※の推進

県が保有するデータについて、公開データ数を増やすとともに、データ形式や表示方法について、より利用しやすい形での公開を行う。また、公開方法については、市町村等との連携を推進する。地域経済分析システム「RESAS」について、政策立案・評価等における有効活用を進める。

（3）マイナンバー制度とマイナンバーカードの普及・活用

県や市町村の情報連携による添付書類の削減や住民票の写しなどが取得できるコンビニ交付サービス、マイキープラットフォームを活用した自治体ポイント制度の導入など、マイナンバーカードの利用範囲の拡大を図る。

（4）デジタルデバイド対策

①情報通信基盤の整備促進

市町村と連携し、携帯電話不感地域の解消や、条件不利地域における光ファイバーの整備に取り組む。また、5G※やLPWA※など“OITA4.0”的推進に資する新たな通信規格の実証にも取り組む。

②ホームページアクセシビリティの向上

県庁ホームページについて、字幕・音声解説の付与、多言語化などの改善を進め、誰もが見やすく使いやすいWebサイトづくりに努める。

（5）ICTによる業務効率化

モバイルワーク、サテライト・オフィス、テレビ会議などこれまで導入してきたICTによる業務効率化の取組を一層推進する。また、RPA※やAIなどの新しいツールの活用についても検討し、業務効率化の領域を拡大していく。

（6）情報セキュリティ対策

保有する県民の個人情報や民間企業の経営情報を守りつつ、行政サービスを提供するため、情報セキュリティ対策のレベルを強化するとともに、職員の情報リテラシーの向上を図る。

※オープンデータ … 国や地方公共団体等が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集等）できるよう公開されたデータのこと。

※5G … 第5世代移動通信システム。1～4Gに続く携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。

※LPWA … Low Power Wide Areaの略。従来よりも低消費電力、広いサービスエリア、低成本を可能とする無線通信システム。

※RPA … Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化のこと。

3. 宇佐市における情報化の現状とＩＣＴ化の課題

3. 1 宇佐市における情報化の現状

本市では、ブロードバンド環境に関して、平成21年度より国の地域情報通信基盤整備推進交付金事業を活用し、それまで民間事業者が光インターネットサービスを提供できなかった地域を対象に光伝送網の基盤整備を行いました。

その後も対象エリアにおいて、宇佐市光インターネット（以下：「市光インターネット」という。）サービスの提供を望む新規申込者に対する引込工事を継続的に実施しています。

それに伴い、市光インターネットの加入者も年々増加しており、令和元年度末時点での加入率は、当初の目標値（加入者数：3,500）を大きく超えているものの、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）等が提供していたADSLサービスの申し込み受付が平成28年6月末をもって終了となったことや近年のスマートフォンの爆発的な普及、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響に伴うリモートワークやオンライン授業及び巣ごもり消費の拡大などにより各家庭、職場において、光回線やWi-Fi環境を求める新たなニーズが発生しており、今後も申込者数が増大することが予想されています。

一方、テレビの地上デジタル放送化に際しては、地域間の情報格差の是正を目的に、平成22年度より国の共聴施設整備事業を活用し、計55地区の自主共聴施設の改修に取り組みました。また、昨今は地域社会の強靭化を図るため、防災行政無線のデジタル化への更新事業も進めています。

行政内部においては、県下でもいち早く採用した基幹系業務システムのクラウド化に続き、令和元年10月には、マイナンバーカードを利用して、市役所閉庁時などでもコンビニで住民票などの交付を受けることができるサービスの提供を開始しました。

また、令和2年の新庁舎建設に伴う移転に合わせ、Wi-Fi環境を整備し、ペーパーレス化システムを導入したほか、市内小中学校においても、多様な子どもたちに創造性を育む教育を実現するため、生徒1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの整備を図るなど、各分野において行政手続きや市民サービスのデジタル化を推進しています。

今後は、デジタル庁の新設等により、行政のデジタル化が一層加速化することが見込まれることから国、県の動向を注視しながら様々な対策を進める必要があります。

宇佐市光インターネットサービス申込件数等の推移

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
270 件	135 件	183 件	200 件	213 件
2,362 件	2,497 件	2,680 件	2,871 件	3,084 件
19.04%	20.13%	22.03%	23.87%	25.85%
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
262 件	193 件	274 件	324 件	343 件
3,346 件	3,539 件	3,813 件	4,137 件	4,480 件
28.04%	29.66%	31.96%	34.67%	37.54%

※上段：新規申込数、中段：累計加入者数、下段：累計加入率

※令和 2 年度は 10 月末時点での申し込み件数

宇佐市におけるマイナンバーカード交付件数、交付率の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
一件	658 件	308 件	1,366 件	2,296 件
4,151 件	4,809 件	5,117 件	6,483 件	8,779 件
7.29%	8.44%	9.26%	11.73%	16.00%

※上段：新規交付件数、中段：累計交付件数、下段：累計交付率

※令和 2 年度は 10 月末時点での交付件数



(図 宇佐市コンビニ交付ポスター)

3. 2 宇佐市におけるＩＣＴ化の課題

本市のこれまでの情報化推進に係る取り組みを振り返ると、主にハード的な基盤整備が中心となっており、ソフト面の導入に関しては、基本的に個人や民間事業者、府内においては各事業担当課に委ねられてきました。

そのため、デジタル化の効果は限定的となっており、真の意味での地域のＩＣＴ化はおざなりになっていました。

しかし、ＩＣＴは導入そのものを目的とするものではありません。地域の課題解決や府内事務の効率化等を図るためのツールとして関係部署や機関等が連携して活用することで、ＩＣＴは、はじめて大きな効果を発揮します。

また、そのためには、時代に合わせて常に変化している市民のニーズや行政事務のあるべき姿に迅速かつ柔軟に対応できるよう、関係者が課題や問題意識を共有できる「羅針盤」としての明確な方向性を示す必要があります。

こうした状況のなか、本市において、人口減少、少子高齢化などの様々な地域課題に的確に対応していくためには、行政機関はもとより産業界から一般のユーザーまで、地域全体でＩＣＴを今まで以上に有効活用していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症問題は各国で拡大防止のため実施した経済活動の停止、東京オリンピックの延期など世界的に大きな問題となっています。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の組織体制や業務プロセスのままで、官民ともに機能不全に陥りかねないことが浮き彫りになりました。新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、対面でのやりとりを必要としないデジタル社会の構築が国民生活の利便性の向上だけでなく、緊急時への対応の観点からも重要であるとされています。

こうした点も踏まえ、くらしの中の様々な仕組みや手続のデジタル化・オンライン化を加速することで、利便性が高く、かつ様々な危機にも順応できる社会構造への転換を進めることが急務となっています。

一方、国は「ＧＩＧＡ※スクール※構想の実現」として、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、計画的に導入する方針を掲げていましたが、新型コロナウイルス感染症で長期休業というこれまで類を見ない緊急事態が発生したことにより、端末整備の前倒しを打ち出しました。

新型コロナウイルス感染症対策や自然災害等により学校が臨時休業等になった場合、児童生徒の学習指導や学習の補償等のため、家庭での学習やテレワークにおけるＩＣＴの活用が有効とされており、長期の休校による家庭学習でも使用が可能になるよう早急に整備しなければなりません。

そのため、プラットフォームの構築などＩＣＴの効率的な運用が図れる環境の整備や公的データの活用など具体的なＩＣＴ化施策を本ビジョンに沿って推し進めるものとします。

なお、施策の立案、執行に際しては、以下の大きな課題について、留意しつつ重点的に取り組みを行うものとします。

『課題Ⅰ』

人口減少や高齢化の進展により疲弊する地域経済の活性化を図るとともに、安全安心なまちづくりを進めるための取り組みを推進する必要があります。

『課題Ⅱ』

協働のまちづくりを進めるうえで情報の効果的な配信とその共有及び活用が重要であり、多様な手段を活用した情報発信とそれらを担う人材育成に関する取り組みが必要です。

『課題Ⅲ』

国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や関係法令に基づき、行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及・活用及びオープンデータの推進などに取り組み、市民サービスの向上を図る必要があります。

『課題Ⅳ』

人口減少が進む一方で、自治体業務は多様化しており、人手不足を補いながら行政運営の効率を上げることが求められています。これらの課題解決を図るために「AI」を活用した「RPA」の導入など先端技術を活用した業務効率化ツールの導入等について検討が必要です。

『課題Ⅴ』

昨今の大規模自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大により、自治体は新しい生活様式への対応が喫緊の課題となっています。各種行政手続や事務等に関してもデジタル技術を用いたオンライン化、リモート化へ対応を加速する必要があります。

※GIGA … Global and Innovation Gateway for All の略。

※GIGAスクール構想 … 義務教育を受ける児童生徒に1人1台端末と高速ネットワークを整備すること。

4. 基本的な方針

4. 1 基本理念

後期基本計画の基本的視点に対応し、急激な人口減少を避けるため、自然動態（出生者と死亡者の差）の減少をできるだけ抑制し、社会動態（転入者と転出者の差）の増加を図る手段として、ICTを活用した地域社会の情報化・デジタル化を効果的に推進し、「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」を目指します。なお、施策展開の三本柱から3つのキーワードの頭文字をとり、基本理念を以下のように設定します。

ICTトリプル K画で実現する 満足度日本一のまちづくり

4. 2 施策展開の三本柱

基本理念の達成のため本ビジョンにおける施策展開の三本柱を次のようにします。

Kyoujinka

① ICT利活用による地域社会の 強 鞣化

ICTを利活用することにより、防災・減災力をはじめとした地域社会の強靭化を図り、安全安心なまちづくりを推進します。

Kasseika

② ICT利活用による地域生活の 活 性化

ICTを利活用することにより、経済や教育など地域生活の活性化を図り、活力あるまちづくりを推進します。

Koudoka

③ ICT利活用による行政事務の 高 度化

ICTを利活用することにより、行政事務の効率化や高度化を図り、魅力あるまちづくりに貢献できる行政運営を推進します。

5. 推進施策

5. 1 ICT利活用による地域社会の強靭化

新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に拡がり、人と人の接触する従来の生活形態を破壊し、新しい生活様式への転換を余儀なくされました。

また、近年は、地球温暖化等の影響により大規模な自然災害が頻発しており、地域社会の強靭化が喫緊の課題となっています。

新しい生活様式や災害対応においてはデジタル技術やオンライン技術を活用し、離れた場所同士のコミュニケーションを上手に図ることが今まで以上に重要になってきます。

そのため、地域住民のICT利用環境の格差解消を目的に、基盤となる情報ネットワークを整備し、安定的に稼働させることで、誰もが日常的に安心してICTを使える環境を構築する必要があります。

また、情報漏えい対策などを強化し、セキュリティを確保した行政サービスを提供することにより、市民サービスの向上だけでなく、定住満足度の向上を図ることが求められます。

そこで、通信環境やセキュリティ対策、システム強化など本市におけるICT基盤の強靭化を図り、居住地域や個々の住民間で情報格差が生じることのないよう、以下の施策を推進していきます。

《基本施策》

(1) ネットワーク環境の充実

(2) 情報通信基盤の安定的運用（市光インターネット、テレビ共聴等）

(3) セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

(4) 生活環境における安全安心の確保

(1) ネットワーク環境の充実

本市では、民間事業者が光インターネットサービスを提供していないエリアにおいて光ファイバー網を整備・所有しており、インターネット回線や携帯電話の不感地帯解消のための中継回線など様々な用途で利用されています。

昨今は、スマートフォンの爆発的な普及やコロナ禍による巣ごもり消費の拡大などにより、新規引込の申込が増加傾向にあることから、引き続き市光インターネットサービスの拡充に取り組む必要があります。

一方、市民が無料で利用可能な公衆Wi-Fiに関しては、市役所庁舎をはじめ市内の観光施設や避難所等において、順次整備が図られているものの引き続き対象エリアの拡大に取り組む必要があります。

また、5Gをはじめ新たな通信サービスの導入についても隨時、調査研究を行う必要があります。

基本方針

- ・市光インターネットサービスの拡充
- ・公衆無線LAN環境の整備拡大
- ・5Gなど新たな通信技術に対する調査研究

(2) 情報通信基盤の安定的運用（市光インターネット、テレビ共聴等）

高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての市民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に發揮出来る環境が実現されることが重要です。

このため地理的な制約、年齢や身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正に向けた取り組みを推進します。

また、テレビの難視聴地域において、地上デジタル放送への移行に伴い整備された共同受信施設の老朽化問題にも対応していく必要があります。

さらに、老朽化が懸念される情報通信基盤の安定運用に向け、市光インターネット関連施設の維持管理はもとより、将来的な民営化についても検討します。

基本方針

- ・共聴組合に対する支援制度の確立
- ・情報通信基盤の維持及び更なる充実
- ・市所有光インターネット施設の民営化検討

(3) セキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保

本取組の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「宇佐市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「宇佐市個人情報保護条例」に基づく適正な情報管理と運用を図ることとし、情報漏えいなどに係る地域住民の不安の払拭に努めます。

また、近年はインターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとることができるように啓発を行っていく必要があります。

基本方針

- ・職員への情報セキュリティ研修の実施
- ・ハード、ソフト両面におけるセキュリティ対策の徹底
- ・インターネットを通じた人権侵害に対する啓発

(4) 生活環境における安全安心の確保

防災行政無線は、市民の安全安心を守るために必要不可欠な設備であることから、その事業効果を最大限発揮できるよう、情報の一元化や共有が容易となるデジタルシステムへの完全移行が急務となっています。

特に、近年は自然災害が大規模化する傾向にあることから、生命の危機に直結する防災情報に関しては、デジタル化により早急に情報弱者に対する配信サービスの向上に取り組む必要があります。

また、市民の生命・財産を守るために、単なる放送設備としてではなく、IOT技術の導入により、気象情報や防災カメラ等との連携を含めた総合的な防災情報システムとして構築を図る必要があります。

加えてICT機器の活用を通じて、安全でかつ、安心して快適に暮らせる生活環境の確保に努めます。

基本方針

- ・防災行政無線のデジタル化
- ・総合防災情報システムの構築
- ・ICT機器を利用した安全安心な生活環境の整備

5. 2 ICT利活用による地域生活の活性化

国の生産年齢人口が減少局面にあるなか、労働力を維持しつつ地域生活を活性化するためには労働力の有効活用や生産性を向上させるための方策が必要です。近年の働き方改革の動きのなかでも、人手不足を補いながら生産効率を上げるためのさまざまな施策が講じられており、特にICTの高度活用について関心が高まっています。

また、人口構造や様々な社会のシステムが変わっていくなかにおいては、外国人住民を含めた全ての人が、地域づくりの担い手としてその能力を最大限発揮できる「多文化共生社会」を築いていかなければなりません。

一方、小学校が令和2年度、中学校が令和3年度から全面実施される「新学習指導要領」では、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図ることが謳われています。また、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることで、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化の一層の充実を進めることができます。

本市としても、県や県教育委員会と連携しながら、着実に情報教育を進めていく必要があります。

IoT、AI、RPA等による生産効率の向上やGIGAスクール構想の推進など本市におけるICT基盤の活性化を図り、市民生活の満足度を高めるため、以下の施策を推進していきます。

《基本施策》

(1) IoT、AI、RPA等による生産効率の向上

(2) 外国人に対するサービスの多言語化の推進

(3) ICT利活用に向けた人材育成

(4) GIGAスクール構想の推進

(1) I o T、A I、RPA等による生産効率の向上

通信技術、センサー技術などの発達により、様々なモノがインターネットでつながることで、実社会の大量の情報を電子データとして扱えるようになりました。さらに、A Iにより大量のデータを分析することで、一定の条件の下での最適解を導き出すことが可能になりつつある流れは、今後の経営の在り方を大きく変えていくことになります。

こうした新しい技術への取組は大企業と比べ中小企業の方が遅れる傾向にあります。が、地域の産業ほど生産年齢層の減少や高齢化による働き手不足が顕在化しており、生産性を向上させるためのICTの活用は重要な課題となっています。

そこで、光伝送路の活用だけでなく、A I等の先端技術やL PWA等のネットワーク技術を活用した農林水産業等の活性化策について検討を行います。

- | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・ A I等の先端技術の導入・ RPAの活用に向けた調査・研究・ L PWA等の効率的な通信技術の導入検証 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 外国人に対するサービスの多言語化の推進

本市の外国人登録者数は令和元年12月末現在で750人と、この5年間で約1.6倍以上となっており、今後のグローバル化の進展及び人口減少に伴う人手不足から勘案すると外国人住民の更なる増加が予想されます。そのため本市においても外国人住民が窓口を訪れる機会が増え、英語のみならず、アジア圏の言語への対応力が求められています。

市役所を訪れる外国人住民との多言語による意思疎通を図るために、ICT機器を活用した行政サービスの提供について充実を図ります。

一方、新型コロナウイルスの世界的大流行により、インバウンド観光はかつてない大打撃を受けていますが、将来的なインバウンドの受入再開を見据え、環境の整備や改善に向けた取組が必要です。

- | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・ホームページ等における多言語情報の提供・自動翻訳機等の充実・市役所窓口における通訳システムの整備 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) ICT利活用に向けた人材育成

人材や財源等の行政資源に限りがあるなかで、市政の各分野において直面する様々な課題に適切に対応していくためには、ICTを効果的に活用していくことが重要です。

しかし、ICTは日進月歩で進化、発展しており、その利活用を図るためにICT関連の知識、技術を持った職員が必要不可欠であることから、職員の研修等への積極的な参加を促進し、能力向上を目指します。

また、通常業務を通じて、一定のICTスキルの習得が図れるようにオンライン会議の開催やペーパーレス化の徹底など庁内のデジタル化を推進します。

基本方針

- ・ICTに関する研修の実施及び事業者との意見交換会の企画
- ・情報化推進アドバイザー※を活用したセミナー等の企画
- ・ドローン等を活用した学びの機会創出

※情報化推進アドバイザー … ICT利活用の豊富な支援実績や知識を持つ、総務省が認定した専門家。

(4) GIGAスクール構想の推進

GIGAスクール構想とは、文部科学省が推進する学校教育の段階から最新の技術を取り入れることで、地域や学校、家庭環境によるIT格差をなくし、ITやICT技術によって子どもたち一人一人に合わせた教育を行えるようにする取り組みです。

情報教育の充実のため、ICTを活用した授業改善及び教員の指導力向上を図るとともに、学校ICT環境の計画的な整備充実に努めます。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、GIGAスクール構想を加速させる動きがあり、具体的には令和5年度に達成予定だった1人1台端末の早期実現、学校ネットワーク環境の全校整備、急速なICT化を進めるためのGIGAスクールソポーターの配置などが挙げられます。

また、令和2年度に必修となった小学校におけるプログラミング教育等を含め、情報活用能力の「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成することを目指します。

基本方針

- ・学校における情報通信基盤の強化
- ・1人1台端末の早期実現及びネットワーク環境の整備
- ・プログラミング教育に対する支援

5. 3 ICT利活用による行政事務の高度化

ICTの普及は世の中に大きな変化をもたらし、行政においても様々なシステムを活用することによって、膨大な量の作業をより少ない人数とより短い時間で処理することができるようになりました。

このような業務の効率化や高度化は更なる可能性があり、ICTの世界では日々新たな技術が研究され、活用の幅が広がっているため、最適な技術の活用方法を常に検証する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症対策において、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保の取組が必須とされており、従来の対面でのやりとりを前提としていた行政手続の見直しが必要とされています。

オープンデータの推進、働き方改革、マイナンバーの活用などICTを利活用することで行政事務の効率化や高度化を図り、魅力あるまちづくりに貢献できる行政経営を目指すため、以下の施策を推進していきます。

《基本施策》

(1) オープンデータの推進

(2) 働き方改革（テレワーク、テレビ会議等の活用による行政事務の効率化）

(3) マイナンバーカードの普及拡大とオンライン手続き利用事務の拡大

(4) 地域活力あふれるスマート自治体の推進



(1) オープンデータの推進

オープンデータとは、国や地方公共団体及び事業者が保有している官民データについて、二次利用できる形式で公開し、それらのデータを企業や団体がアプリ開発等に活用することで、新規産業の創出や市民の利便性の向上につなげることを目的とした取組のことです。

オープンデータは、総務省が定めた「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」や政府の I T 総合戦略本部が定めた「世界最先端 I T 国家創造宣言」の中でも重要な取組として位置づけられています。

本市が保有する情報について、二次利用が可能なオープンデータとして提供することにより、営利・非営利や目的を問わず、事業者や市民の皆さんの利活用を促進し、新たな産業の創出や市民生活の利便性の向上を図るだけでなく、行政の透明性・信頼性の向上に努めます。

基本方針

- ・オープンデータに関する勉強会の開催
- ・オープンデータの推進に関する指針の策定
- ・各種保有情報に係る早期オープンデータ化の実現及び公表

(2) 働き方改革（テレワーク、テレビ会議等の活用による行政事務の効率化）

新型コロナウイルス感染症の拡大期において、緊急事態宣言下における外出や通勤の自粛や学校の休業があったため、在宅勤務やテレビ会議などの対面によらずに働くことが不可避な状況となりました。今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けた I C T の活用による社会構造の変革・社会全体の行動変容が求められます。

特に行政手続における申請書等の押印については、国や県の法令で押印が義務付けされたものを除き、廃止する「ハンコレス化」の動きが全国的に広がっています。

また、働き方改革への関心の高まりなどを背景に、職場における業務を円滑におこなうためのビジネス I C T ツールの利用にも関心が高まっています。職場でのコミュニケーションの円滑化や効率化などのために、A I 等様々な機能を持ったツールやオンラインシステムが利用できるような環境整備を目指します。

基本方針

- ・テレビ会議利用による業務効率化の推進
- ・テレワーク及び分散業務執行に向けた環境整備
- ・電子決裁システム等による業務効率化に向けた検討

(3) マイナンバーカードの普及拡大とオンライン手続き利用事務の拡大

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」等をふまえ、国は令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「マイナンバーカード交付円滑化計画」の策定を要請しています。

本市においては、国からの要請により策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に沿った施策を実施することにより、行政の事務負担の軽減及び市民の利便性の向上に努めるとともに、マイナンバーカードを活用して市民の利便性の向上だけでなく、地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォームを活用した施策の推進に取り組みます。

また、本市はこれまで県と県下市町村で共同利用する電子申請システムによる各種申請・届出や公共施設の予約についてオンライン手続きを導入するなど、その推進に取り組んできました。今後は、近隣市町村との相互連携や利用料のオンライン決済など、さらなるサービスの充実を図る必要があります。

基本方針

- ・マイナンバーカードの普及拡大
- ・各種証明書等発行のコンビニ交付サービス利用者の拡大
- ・行政手続きのオンライン化の推進

(4) 地域活力あふれるスマート自治体の推進

自治体の業務が多様化するなか、限られた人員配置で法令に基づく公共サービスを的確に実施するためにはAIやRPAなどの先端技術を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より効率的に事務を処理する体制を構築する必要があります。

また、コロナ禍の影響により、今後さらに需要の高まりが予想される電子図書館※の導入や公金収納のキャッシュレス化に対応するための環境整備を行います。

基本方針

- ・AIチャットボット※等の導入
- ・タブレットの活用及びペーパーレス化の推進
- ・電子図書館の導入、キャッシュレス決済の推進

※電子図書館 … 電子書籍の貸出サービスを行う図書館。パソコン、スマートフォンで利用可能。

※AIチャットボット … 人口知能を搭載した機械学習型の自動会話プログラムのこと。

6. 資料編

○宇佐市情報化推進委員会設置要綱

平成 17 年 6 月 17 日

宇佐市要綱第 65 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日宇佐市要綱第 6 号 平成 22 年 3 月 31 日宇佐市要綱第 4 号
平成 30 年 1 月 23 日宇佐市要綱第 1 号 平成 31 年 4 月 26 日宇佐市要綱第 16 号
令和 2 年 8 月 19 日宇佐市要綱第 35 号

(設置)

第 1 条 総合的な情報化の整備を円滑に推進し、効率的な行政運営の確立及び市民サービスの向上を図るため、宇佐市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その推進に当たる。

- (1) 行政情報化及び地域情報化の推進に関すること。
- (2) 情報化基盤整備及び運用管理に関すること。
- (3) 情報化の効果測定に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) その他情報化推進及び情報セキュリティに関し必要なこと。

2 委員会は、宇佐市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの管理及び推進に当たる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人で組織する。

- 2 委員会の委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、市民生活部長、福祉保健部長、経済部長、建設水道部長、安心院支所長、院内支所長、消防長、教育次長及び議会事務局長をもって充てる。
- 4 委員会に、情報化施策を総括するため、最高情報統括責任者（C I O:Chief Information Officer）を置く。
- 5 委員会に、情報セキュリティの管理及び推進のため、次に掲げる者を置く。
 - (1) 最高情報セキュリティ責任者（C I S O:Chief Information Security Officer）
統括情報管理者
 - (2) 部等情報管理者
 - (3) 情報管理者
- 6 最高情報統括責任者（C I O）は委員長が兼務し、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）は副委員長が兼務し、部等情報管理者は副委員長及び委員が兼務し、情報管理者は情報資産を取り扱う課等の長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、総務部総合政策課内に置き、事務局長は、総合政策課長をもって充てる。

3 事務局は、委員会に関する事務を処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

附則（平成19年3月29日宇佐市要綱第6号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日宇佐市要綱第4号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月23日宇佐市要綱第1号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日宇佐市要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和2年8月19日宇佐市要綱第35号）

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

宇佐市オープンデータ推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」や「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより、市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1. オープンデータ活用推進の意義

(1) オープンデータの共有及び協働による地域課題の解決

本市ホームページ等を通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するための基礎とする。

(2) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして提供することにより、市民が容易に本市のデータ入手することが可能となり、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(3) 地域経済の活性化

市内で活動する企業やNPO等が、オープンデータの編集、加工、分析等を行い、幅広い層の利用者が活用することで、多彩な分野において本市ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

政策決定等においてオープンデータを効果的に用いて分析することにより、業務の高度化が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続の簡略化やデータ加工の作業が容易になり、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

2. 推進のための基本原則

(1) 積極的に公的データを公開する。

(2) 取組可能なデータから速やかに着手し、実績を蓄積する。

(3) 機械判読が可能で二次利用が容易な形式で公開する。

(4) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

(5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組みを進める。

3. 推進体制

オープンデータは総務部総合政策課のもと全庁的な体制により推進する。また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

4. 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国及び県における検討及び技術の進展などを踏まえ、隨時改訂していくものとする。

第2章 オープンデータ推進に関する具体的取組

1. オープンデータの公開方法

本市が保有する情報をオープンデータとして公開するため、市民ニーズが高いと思われる情報から、機械判読が可能なデータに変換し、宇佐市ホームページ等で公開し、幅広い情報の活用を期待する。

2. オープンデータの対象となる情報の選定

(1) オープンデータ化の対象となる情報

本市が保有する情報のうち、本市ウェブサイトに掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし以下に該当するデータは対象としない。

- ① 宇佐市情報公開条例第7条第1項各号に該当する情報
- ② 著作権に関して本市以外の著作物を含む情報
- ③ 個別法令で利用に制約があるなどの理由により二次利用が認められない情報

(2) 重点的にオープンデータ化を推進する項目

次に掲げる情報については、重点的にオープンデータ化を進める。

- ① 統計情報
- ② 防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算情報
- ③ 本市の主要施策に関する情報

(3) 公開するデータの拡大

オープンデータ化するための基盤が整備された後、新たに作成、取得又は加工等する情報については、順次整備し公開する。また、基盤の整備前より保有しているデータのうちニーズの高いものについて、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備し公開する。

3. オープンデータに係るルールの整備

(1) 機械判読に適したデータによる提供

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）での公開とする。ただし、PDF形式等機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は、積極的に公開し、順次、機械判読が容易な形式で公開できるよう努める。

(2) オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を

認めるかを明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取り扱い

本市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

ア 本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容等二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、市はその責を負わないものとする。

イ 本市のウェブサイトに掲載する情報について、その内容の正確性・完全性・有用性等を完全に保証するものではない。また、本市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではない。

ウ 本市のウェブサイトに掲載する情報は、掲載時点における情報であり、事前予告なく、掲載した情報の内容を訂正する可能性がある。また同様に、事前予告なく、掲載した情報の名称、内容及び項目等の改変や削除又は掲載の停止を行うことがある。

エ 本市のウェブサイトに掲載した情報を、二次利用した者が作成した情報により、第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わないものとする。情報のその時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを示す。

4. 利活用促進のための具体的取組

(1) 他行政機関との連携

国・県や近隣の自治体などと連携し、オープンデータによる地域の課題解決を図るために、積極的な検討を行う。

また、先進自治体等の研究や活用事例を収集し、参考となるものは積極的に取り入れる。

(2) 活用サービス等の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用したアプリやサービス等を創出した場合は、本市のホームページ等で積極的に紹介する。

(3) 職員によるオープンデータの活用

職員自らも積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充を全庁的に推進する。

宇佐市ＩＣＴ化推進ビジョン

発行・編集　　宇佐市総務部総合政策課 ICT 化推進係
〒879-0492
大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1
TEL:0978-27-8115 FAX:0978-32-2331